国土交通省 宮崎河川国道事務所

出張所だよりは宮崎河川国道事務所のHP(http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/)に掲載しております

平成24年3月 宮崎河川国道事務所 都城出張所 vol.4

都城出張所では管理区間延長28km(左右岸計56km)の河川巡視を週2回ほど行っております。今回の河川だより では、堤防を走るオレンジ色のパトカーに乗る河川巡視員がどのような目的で巡視しているのかをお伝えします。

目的①堤防・樋管など河川管理施設の確認

主にパトカーにより車内から異常が無いかを確認し、災害発 生の防止のために注意して確認する必要がある箇所や異常 を確認した場合には、車から降りて詳しく調査します。

(例:堤防・護岸・樋管等河川管理施設の異常の確認)

目的②河川区域内の違法行為(不法占用等)の監視

堤防の機能を害するおそれのある行為

(例:土地の掘削・盛土、竹林の植栽・伐採、取水、 火災等)









<u>※異常箇所を発見した場合は巡視員または【河川担当】</u> <u>都城出張所までご連絡よろしくお願いします。</u>

※民地でも河川区域内であれば掘削や盛土、建築等 許可が必要です。詳しくはお問い合せください。

目的③河川区域内の環境変化の監視など

魚や鳥が死んでいないか、油が流れていないかなどの水質 事故の確認。植物や鳥類等の生態系に著しい変化がないか 確認(例:鯉ヘルペスや鳥インフルエンザ等)

目的④河川利用の情報収集など

河川公園等の利用状況の把握 自転車、車両等の放置がないか

ほかの河川利用者に対し、危険な行為はないか(ゴルフなど)









※水質の異常、動植物の異常等疑わしい状況を発見した 場合はご一報ください。

※農業用機械を河川内で洗車している人がいます。 オイル・グリス等が流出します。御遠慮下さい。

大淀川の草を刈ってくださる方を募集します

国土交通省では堤防の維持管理のため草を刈っています。農畜産業のために利用される方で草刈・持ち出しまで を行ってくださる方を募集します。除草経費削減のためにご協力下さい。詳細は【河川担当】都城出張所まで。

FEE

今回紹介する工事は災害復旧工事です。H22年7月3日都城市西岳地区で1時間あたり122mmを観測した梅 雨前線豪雨により、都城市下水流町・太郎坊町の護岸が被災したため災害復旧工事を施工していました。下水 流地区は完成、太郎坊地区もまもなく完成となります。工事報告を裏面で紹介しますのでご覧ください。

お気軽にお電話ください 🏠

- ■ご意見、ご質問
- ■国道・河川工事に関すること
- ■管理施設の異常通報
- ■国道・河川利用に関する相談
- ■その他情報提供

【河川担当】 都城出張所 TEL: 0986-23-2947

FAX: 0986-23-2952

【道路担当】都城国道維持出張所 TEL: 0986-38-0068 FAX: 0986-38-1867



宮崎河川国道事務所HP http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/ 河川水位情報・道路規制情報・新燃岳の情報など 防災に役立つ情報がご覧いただけます。



M22年梅雨期の洪水 によって河岸部が 崩 壊しました。 このままでは堤防が

崩れてしまいます。



二次災害を防ぐ為、僕たち は河岸部の災害復旧工事 を行うことにしました。



工事内容はこわれた箇所に土 を盛って元の形に戻します。元 に戻した土の上に鉄線でできた カゴ(かごマット)に石を積め、 盛った土を保護する作業です。

















